

2025 年 3 月 3 日 全 7 頁

DC 自動移換者問題の解決に向けて

自動移換者を「発生させない」「増やさない」対策が求められる

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 確定拠出年金（DC）には企業型 DC と個人型 DC（iDeCo：イデコ）があり、両者間で個人資産を持ち運び（移換）できるポータビリティの機能を有している。企業型 DC の加入者資格喪失時には、本人が自ら移換の手続きを行う必要があるが、その手続きをしていないために国民年金基金連合会に資産が自動的に移換される自動移換者が増えている。
- 加入者本人が主体となって老後の資産を形成するという DC の趣旨を踏まえると、自動移換者が増え続けることは制度普及の観点から問題である。また、自動移換された資産は運用されず手数料だけが控除され、資産額は目減りしていく。加入者にとって不利益であり、資産保護の観点からも対策が必要である。
- 現状を踏まえると、事業主による資格喪失時の移換手続きに関する説明を徹底させる必要がある。自動移換者を発生させない「入口」対策としては、加入者資格喪失者の移換先となる iDeCo を予め規定するなど制度的な対応が有効だろう。自動移換者を増やさない「出口」対策としては、DC の脱退一時金の受給要件を資産額が 25 万円以下とすること、資産額が 0 円の場合は自動移換の対象としないことなどを検討すべきだ。

1、自動移換とは

確定拠出年金（DC）は、加入者本人が運用を指図して資産運用を行い、その運用成果を将来の年金資産として受け取る仕組みである。勤務先で会社員が加入する「企業型 DC」と個人が任意で加入する「個人型 DC（iDeCo：イデコ）」があり、離転職等に伴い勤務先や就労形態が変わっても、両者間、あるいは他制度¹との間で、個人資産を持ち運び（移換）できるポータビリティの機能を有している。

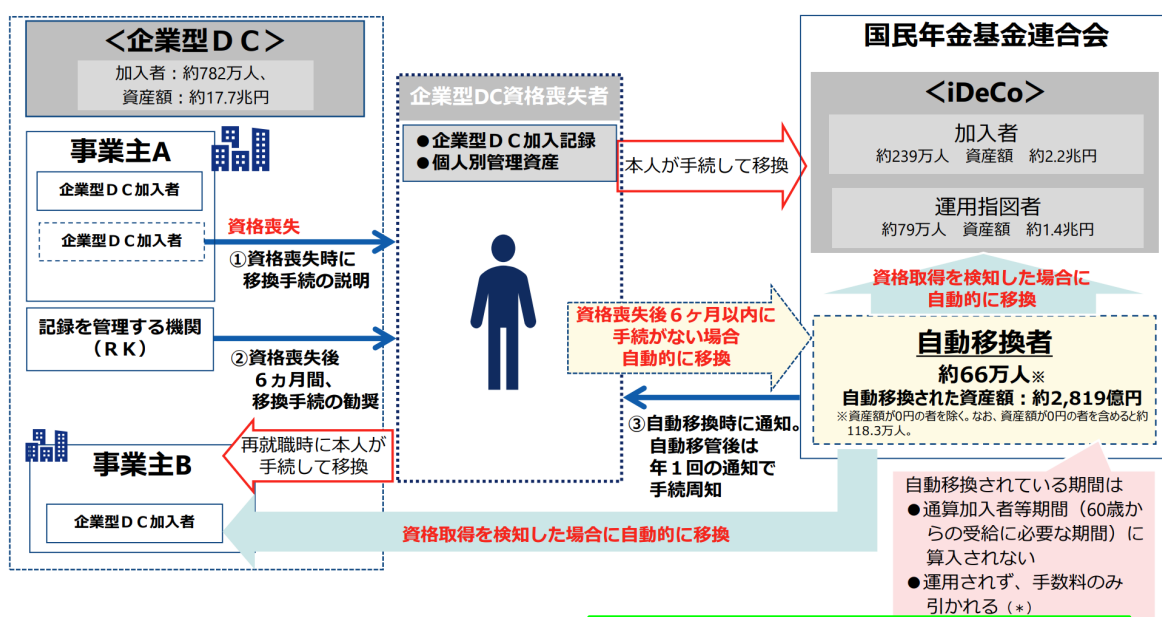
資産移換には本人による手続きが必要だが、制度の知識が不足していたり、手続きが煩雑で面倒だと感じていたりするために、手続きをしていない人々が一定数存在している。特に、長年の課題とされてきたのが、自動移換の問題である。

¹ 一定の要件はあるが、確定給付企業年金、企業年金連合会（通算企業年金）、中小企業退職金共済との間で資産移換が可能である。

企業型 DC の加入者が離転職等により加入者資格を喪失した場合、6 ヶ月以内に本人が年金資産の移換等の手続きをする必要がある。しかし、6 ヶ月を過ぎても手続きがされない場合には、その資産は国民年金基金連合会に自動的に移換（自動移換）される（図表 1）。自動移換された資産は現金化され、運用されないまま手数料（図表 1 緑枠参照）だけが控除されるため、資産額が目減りしてしまう。また、自動移換中の期間は、老齢給付金の受給資格を得るために必要な期間（通算加入者等期間）に計算されず、受取開始が遅れる可能性がある。自動移換の仕組みは、加入者にとって大きな不利益となる。

個人の働き方が多様化する中、企業型 DC から iDeCo へ資産移換する者の増加に伴い、自動移換者は増え続けている。加入者本人が主体となって老後の資産を形成するという DC の趣旨を踏まえると、自動移換者の増加は制度普及の観点からは問題である。また、自動移換の仕組みは加入者の不利益となり、資産保護の観点からの対策も求められる。本稿では、自動移換の現状、これまでの議論や取り組みを踏まえ、今後の対策の方向性を考察する。

図表 1 自動移換のしくみ



(出所) 厚生労働省 第36回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1「DC制度の環境整備」(2024年7月31日)より抜粋 ※緑の枠囲いは筆者

2、なぜ自動移換となるのか

自動移換は、企業型 DC の加入者資格を喪失した者が、期日以内に移換手続きを行わないことにより発生する。そこで、自動移換者とならないよう、離転職者に対し、資格喪失時に移換手続きの説明を行うことを事業主の責務としている² (図表 1 の①)。また、資格喪失後一定期間を経過しても手続きがされない場合は、事業主や記録を管理する機関 (RK: レコードキーパー) はさらに手続きを促すよう努めることとされている (図表 1 の②)。

² 確定拠出年金法施行令第46条の2

本来、こうした対応が徹底されていれば、自動移換者の発生は抑えられるものと思われる。だが、離転職者の手続きに関しては、図表 2 に示すような実務上の課題があることが指摘されている。例えば、書類不備のために移換手続きが間に合わないケースや、離転職者には個々の様々な事情がある中で、事業主が適切に対応することが難しいケースも考えられる。つまり、現実的には、自動移換者が一定数存在するのはやむを得ないといえる。

図表 2 自動移換者増加の遠因となっている実務上の課題

①	退職後 6 カ月内に個人型 DC 等への移換手続きを完了させなければならないにもかかわらず、手続きを行うための書類一式が整うまで、1 ～ 2 カ月のタイムロスが生じている。
②	中途退職者は、自ら個人型 DC の運営管理機関を選定し、書類請求を行った上で、複雑な書類を自ら作成しなければならないため負担が大きい。
③	ポータビリティは中途退職者の個人別管理資産額や退職後の職業等の個別の事情により異なるため、事業主が中途退職者に対して適切な説明を行うことが難しい。

(出所) 企業年金連合会「[企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック](#)」(平成 30 年 9 月)より大和総研作成

自動移換の問題については、これまでも、企業年金研究会(2006 年に厚生労働省が設置)や自動移換者問題関係者連絡協議会(2007 年に国民年金基金連合会が設置)、近年では社会保障審議会企業年金・個人年金部会において深く議論されてきた。

自動移換者問題関係者連絡協議会が、第 13 回企業年金研究会(平成 20 年 6 月 27 日開催)で報告した資料では、自動移換者となる要因や背景を図表 3 のようにまとめている。これを見ると、「制度の仕組みについての知識がない、忘れているから」については、事業主等による移換手続きの説明や勧奨を徹底することが効果的だろう。だが、それ以外の要因を見ると、そもそも移換手続きをする意思がないと解釈できる。

この資料では、自動移換者の問題について、企業型 DC の加入者資格喪失者が自動移換者となるのを抑制する「入口」の対策と、現状の自動移換者を減らす「出口」の対策に分けて考える必要があるとしている。この点、「入口」においては実務上の課題があること、「出口」においても移換手続きをする意思がない自動移換者がいることを踏まえ、対策を考える必要があるだろう。

図表 3 自動移換者となる要因や背景

- ・ 資産額が少額で、どうせ手数料で資産がなくなるので、手続きをとるだけ無駄と感じているから
- ・ 手続きが煩雑で、面倒だとして負担感があるから
- ・ 自動移換の方がコストも安いので得だと考えているから
- ・ 運用リスクを回避したい(加入者等となり運用したくない)から
- ・ 制度の仕組みについての知識がない、忘れているから

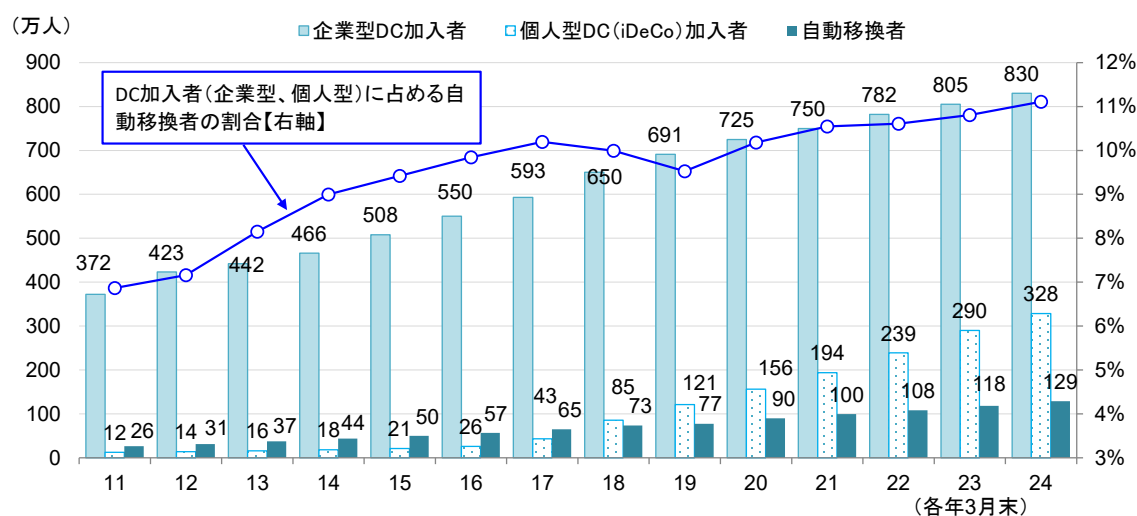
(出所) 厚生労働省 第 13 回企業年金研究会 資料 5「自動移換者問題関係者連絡協議会について」(国民年金基金連合会提出資料)(平成 20 年 6 月 27 日)をもとに大和総研作成

3、自動移換の現状

自動移換の状況を確認する。自動移換者数は足元 2024 年 3 月末で 129 万人となった（図表 4）。国民年金基金連合会が毎年度公表している業務報告書をもとに、2011 年以降の自動移換者数の推移を確認すると、2016 年までは平均して毎年 6 万人程度増え、個人型 DC の加入者数よりも多かった。2016 年 5 月の法改正で、それまで自営業者等と企業年金に加入していない会社員に限定されていた個人型 DC の加入対象者が大幅に拡大され、2017 年 1 月からは企業年金に加入している会社員や公務員、専業主婦等も加入対象となった。これを受け、2017 年以降は iDeCo の加入者数が急増し、2018 年には iDeCo の加入者数が自動移換者数を逆転した。

2018 年からは、企業型 DC の加入者資格喪失者（喪失後 6 ヶ月以内）や自動移換者が他の企業型 DC や iDeCo の加入者等であることが確認できた場合は、本人の申出がなくともその口座へ資産を移換する対応が行われるようになった。これにより、自動移換者の増加は一定程度抑制されている。しかし、近年は自動移換者数の増加ペースが再び加速しており、2020 年以降は毎年平均で約 10 万人増えている。DC 加入者数（企業型、個人型の合計）に占める自動移換者数の割合は上昇し、2020 年以降は 1 割以上の状態が続いている。

図表 4 自動移換者数と DC 加入者（企業型、個人型）に占める割合の推移

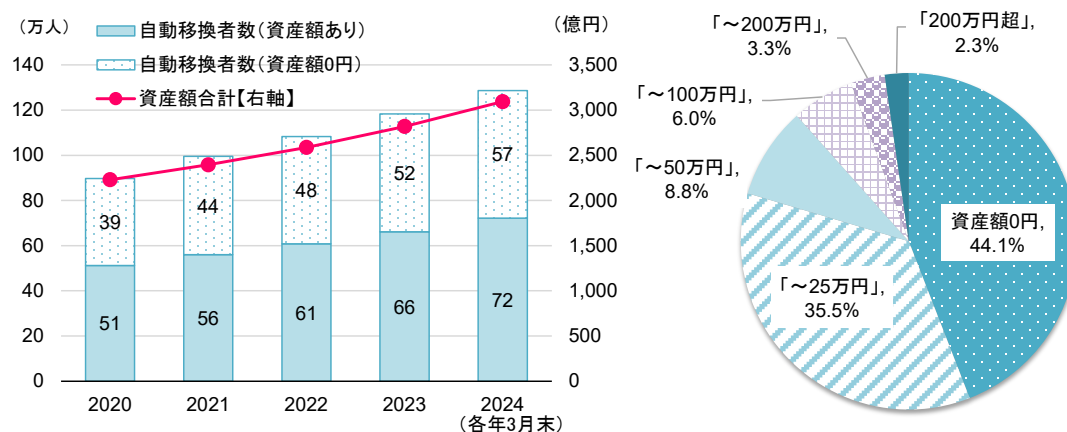


（出所）国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書」各年度版、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」各年版より大和総研作成

自動移換者数の増加に伴い、自動移換された資産額も増加している。2024 年 3 月末における資産額の合計は 3,095 億円となった（図表 5 左）。同時点における自動移換者数 129 万人のうち、資産があるのは 72 万人である。移換時ベースだが、自動移換者が保有していた資産額の状況を見ると、「0 円（44.1%）」が最も多く、次いで多いのが「～25 万円（35.5%）」であった（図表 5 右）。この「～25 万円」には、数千円程度というごく少額のケースもあるだろう。自動移換された資産は運用がされず手数料（前掲図表 1 緑枠）だけが控除される。特に資産額が少額の場合には資産が枯渇してしまうことが想定され、さらに自動移換の状態が長引けば、その影響はより広範の自動移換者に及ぶだろう。資産額がある自動移換者については、資産保護の観点から、早急に「出口」の対策が求められる。

また、残りの 57 万人は資産額が 0 円である。資産額が 0 円ということは、保有する資産がないため、手数料は控除されない（手数料負担なし）。この手数料とは、自動移換者の資産や記録の管理等にかかるコストであり、本来は自動移換者全員で負担すべきものであるが、資産額 0 円の者の分については、資産のある自動移換者の負担で賄われているのが現状だ。これは公平性の観点からも問題であり、資産額が 0 円のケースについては、そもそも自動移換の対象とすべきか、改めて検討すべきではないだろうか。

図表 5 自動移換者数（資産額の有無別）【左】と移換時資産額の状況（2024 年 3 月末）【右】



（出所）国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度の概況」各年度版「国民年金基金連合会業務報告書」各年度版より大和総研作成

4、事業主の対応状況

離転職者に対するポータビリティの説明は事業主の責務であり、資格喪失後に手続きをしていない者には、事業主や記録キーパーがさらに手続きを促すこととされている。こうした対応が徹底されている事業所では、自動移換者の発生はある程度抑えられていると思われる。

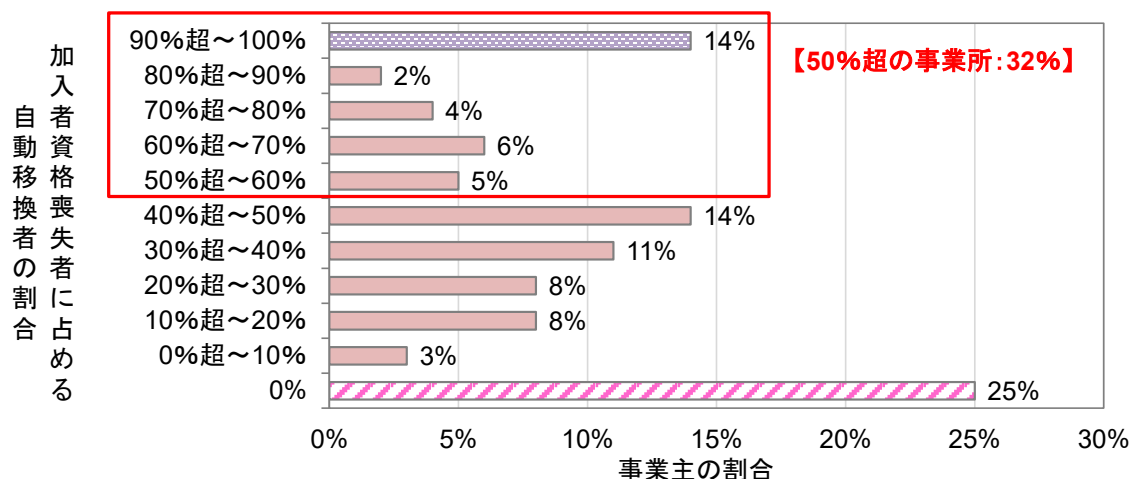
厚生労働省が事業主ごとに企業型 DC の加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合を集計した結果を見ると、自動移換者の割合が 0% の事業所は全体の 25% であった（図表 6）。社会保障審議会企業年金・個人年金部会の資料³より自動移換者の割合が低い事業主へのヒアリング結果を見ると、転職者に対し転職前の企業型 DC の加入の有無を確認したり、加入時教育や継続教育の中でポータビリティに関する情報を取り入れて加入者の意識向上に取り組んだりする事例が挙げられている。また、退職後に資産移換の手続きを行っていない者に対し、そのリストを記録キーパーから入手し、記録キーパーからの通知に加えて事業主からも通知を送付するなど、積極的に移換手続の勧奨を行なっている事例もある。

一方で、自動移換者の割合が 50% 超の事業所は全体の 32% あり、中でも 90～100% という事業所は 14% もあった。自動移換者の割合が低い事業主の事例を踏まえると、自動移換者の割合が高い事業主は、資格喪失者への説明を徹底できていないのではないだろうか。

³ 第 38 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1 「DC 制度・その他」（2024 年 12 月 2 日）

特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会が実施した企業型確定拠出年金担当者の意識調査（複数回答）⁴によると、中途脱退時の移換手続き等の案内について、「会社から書面による情報提供を行っている（40.2%）」「会社から対面で説明している（40.1%）」という回答が多い中で、「特に何も説明していない」という回答が 4.7%あった。これを参考とすれば、特に、自動移換者の割合が 90～100%という事業所では、資格喪失者に対しどのように説明を行っているのか、その対応は十分なのか、といった点を検証する必要があると思われる。

図表 6 企業型 DC 実施事業所別にみた加入者資格喪失者に占める自動移換者の割合の状況



（注）令和 5 年中に事業年度末が到来し提出された「企業型年金に係る業務報告書」を基に厚生労働省が集計。
（出所）厚生労働省 第 38 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料 1「DC 制度・その他」（2024 年 12 月 12 日）をもとに大和総研作成

5、今後求められる対策

以下では、自動移換の現状を踏まえ、企業型 DC の加入者資格喪失者が自動移換者となるのを抑制する「入口」と、現状の自動移換者を減らす「出口」に分けて考察する。

「入口」の対策については、まずは、事業主による移換手続きの説明を徹底させる必要がある。毎年、事業主が地方厚生（支）局に提出する業務報告書では、加入者資格喪失（予定）者へどのような説明を行ったのかを報告事項としている。現在、進められている企業年金の見える化の一環として、企業型 DC の資格喪失者への対応状況を他の事業主と比較可能な形で見える化し、資格喪失者への対応の重要性における事業主の認識を高めていく必要がある。その上で、前記の自動移換者の割合が低い事業主の取り組み事例などを参考に、資格喪失者への対応が十分ではない事業主に対し、厚生労働省が指導を行うなどの対応が求められる。

加えて、企業年金・個人年金部会では、資格喪失後に移換する iDeCo の運営管理機関を規定することが、自動移換者の発生を防ぐ有効な対策の一つであるとの意見が挙げられた。この点、前出の自動移換者問題関係者連絡協議会の資料においても、自動移換者の存在は容認されるべきではなく、その発生をなくすための制度的な対応が不可欠との基本認識の下、資格喪失者の移

⁴ 特定非営利活動法人 確定拠出年金教育協会「[企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査 2016 年版（第 12 回）報告書サマリー](#)」（2017 年 1 月）P16

換先を予め定める案も提案されていた。自動移換者が毎年一定数発生し、増え続けている現状を踏まえれば、もはや現実的な対応として検討すべき段階に来ているだろう。

それ以外にも、企業年金連合会「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」では、自動移換者を減らすためのより踏み込んだ取り組みとして、事業主が特定の iDeCo の運営管理機関の案内を行うことや、離転職者に代わって iDeCo への資産の移換手続きを代行するといった方法も挙げられている。資格喪失後の移換先の規定に加えて、これまで実務レベルで推奨されてきた施策についても制度化を検討し、「入口」での自動移換者の発生の根絶を目指すべきである。

一方、現在の自動移換者に対する「出口」の対策としては、一定以下の資産額の場合は中途引き出しができるよう、脱退一時金の受給要件を見直すことが現実的な策ではないか。自動移換者には、そもそも移換手続きをする意思を持たない者が存在しており（前掲図表 3 参照）、移換手続きを促してもその効果は限りなく小さいだろう。また、すでに退職し 6 ヶ月以上を経過した者に対し事業主がコンタクトを取りフォローしていくことは、難しいと考えられる。

DC の中途脱退の要件は厳格かつ複雑に定められており、資産額が 1.5 万円以下であること、あるいは 1.5 万円以上の場合には「iDeCo の加入資格を持たない」ことや「DC の加入期間が 5 年以内又は資産額が 25 万円以下である」を含め、複数の要件を満たす必要がある。現状の自動移換者の資産額を見ると、25 万円以下が 8 割であり、25 万円をラインとしてそれ以下の場合には中途引き出しを可能とすれば、「出口」対策として一定の効果が期待できる。また、資格喪失時に 25 万円以下の場合には中途脱退が可能との説明も加えることで、自動移換者の発生を防ぐ「入口」の対策ともなるだろう。

そして、資産額が 0 円の自動移換者については、記録管理に係るコストが他の自動移換者が負担する手数料によって賄われており、公平性の観点から問題である。また、特に資産額が 0 円の自動移換者が自ら移換手続きを行うとは考えにくい。資産額が 0 円の場合には、「入口」の対策として、資格喪失後 6 ヶ月の時点で自動移換の対象とすべきかどうかを改めて検討する必要があるだろう。「出口」の対策としては、一定の期間が過ぎたらその記録を削除するといった厳格な対応もやむを得ないのではないか。